

高齢者施設等への入所を希望する方への支援モデルの検討について

◆現行制度

大阪市では、病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者の退院促進を行うにあたり、大阪市地域生活移行推進事業、大阪市被保護精神障がい者等地域移行支援事業を実施している。

こころの健康センター【大阪市地域生活移行推進事業】

- ・事業目的：各種相談を行うことにより退院意欲を高め、本人の意向により、障がい者総合支援法の地域移行支援の申請ができるよう支援
- ・対象者：精神科病院に入院している精神障がい者のうち、入院前居住地が大阪市内にあった長期入院者で、退院意欲がないために地域移行支援の申請に至っていない者

保護課【大阪市被保護精神障がい者等地域移行支援事業】

- ・事業目的：関係先と連携し退院先に向けての相談や訓練等を行う中で援助方針を見直し、地域移行支援ならびに地域での自立を図ることにより福祉の向上を図る
- ・対象者：180日を超えて精神科病院に入院している精神障がい者のうち、医療扶助審議会にて不承認となっており、生活保護を受給している者

◆課題

- 行政・入院先病院・委託事業所が、退院先として高齢者施設等を検討する場合、本人の状態に応じた適切な施設のマッチングが難しいことや、選定に長期間を要することがある。
- ・要介護度が低い（要介護2以下）高齢者のうち、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られる場合、入所施設の調整に苦慮することがある。
- ・長期入院者の高齢化がすすんでいる背景から、支援対象者の退院先として高齢者施設等を検討する機会が増えているものの、地域生活移行推進事業の委託事業者は障がい分野を中心にケースワークすることが多いため、高齢者施設等の情報入手が難しい場合がある。
- ・本人の希望や候補先施設の空室状況等により、候補先の選定が長期化することがあり、その結果、本人の病状悪化や退院意欲の減退につながる可能性がある。

◆解決策

退院意欲のある方のうち、退院先候補として高齢者施設等を希望しているにもかかわらず、その選定が困難な方について、事業者等からも情報提供を受けて、適切な候補先選定等を行うことができないか、令和7年度に支援モデルの検討をすすめる。